

平成 24 年第 2 回

## 菊陽町議会 8 月臨時会会議録

平成 24 年 8 月 8 日

熊本県菊陽町議会

# 第2回菊陽町議会 8月臨時会会議録

平成24年8月8日（水）開会

菊陽町議会

## 1. 議事日程

(平成24年第2回菊陽町議会8月臨時会)

平成24年8月8日

午前10時開議

於 議場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出議案第36号から承認第8号までを一括議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 議案第36号 工事請負契約の締結について（菊陽西小学校校舎増築工事（建築本体））

日程第7 議案第37号 工事請負契約の締結について（菊陽西小学校校舎増築工事（電気設備））

日程第8 議案第38号 工事請負契約の締結について（菊陽西小学校校舎増築工事（機械設備））

日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めるについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定）

日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めるについて（菊陽町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定）

日程第11 承認第8号 専決処分の承認を求めるについて（平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第2号））

## 2. 出席議員は次のとおりである。

1番	中岡 敏博 君	2番	野田 恭子 君
3番	吉本 孝寿 君	4番	吉山 哲也 君
5番	渡邊 裕之 君	6番	坂本 秀則 君
7番	石原 武義 君	8番	甲斐 榮治 君
10番	岩下 和高 君	11番	佐藤 竜巳 君
12番	福島 知雄 君	13番	川俣 鐵也 君
14番	加藤 真佐男 君	15番	上田 茂政 君
16番	小林 久美子 君	17番	梅田 清明 君
18番	大塚 昇 君		

## 3. 欠席議員は次のとおりである。

9番 芝 和長 君

## 4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	後藤三雄君	副町長	中富恭男君
教育長	赤峰洋次君	教育次長	鶴田義晃君
総務部長	松本東亞君	福祉生活部長	阪本修一君
産業建設部長	坂本恭一君	会計管理者兼 会計課長	平野誠也君
総務課長	實取初雄君	財政課長	阪本浩徳君
税務課長	阪本章三君	福祉課長	宮本義雄君
都市計画課長	小野秀幸君	総務課庶務 法制係長	中島秀樹君
教育審議員	矢野陽子君	学務課長	松本洋昭君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君  
書記 山野光子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） ただいまから平成24年第2回菊陽町議会臨時会を開会します。

本日は芝和長君から欠席の届け出があつておありますので、ご報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番野田恭子君、3番吉本孝寿君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 町長提出議案第36号から承認第8号までを一括議題

○議長（大塚 昇君） 日程第4、町長提出議案第36号から承認第8号を一括して議題といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長の提案理由の説明

○議長（大塚 昇君） 日程第5、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成24年第2回菊陽町議会臨時会をお願いしましたところ、ご

出席をいただきありがとうございます。急を要する案件が生じましたので、本日臨時議会をお願いしたところであります。

初めに、7月12日に発生しました九州北部豪雨災害について、主な被害と対応について報告します。

住宅被害状況につきましては、床上浸水29件、床下浸水52件、被災者数は255人でした。また、農業関係では、約65ヘクタールの農地が冠水したほか、農道や用水路等が崩れるなど大きな被害がありました。

今回の災害に対しましては、菊陽町災害対策本部を設置し、菊陽町消防団、菊池広域連合消防本部南消防署、大津警察署、熊本県菊池地域振興局、社会福祉協議会、JA菊池菊陽中央支所等の関係機関や、被災地区の区長、嘱託員をはじめとする地区の役員の方々と連携をとりながら対処しました。

具体的には、避難準備の呼びかけや避難勧告等の情報発信、気象情報や被害情報等の情報収集、道路に堆積した土砂や流木の撤去、災害ごみの仮集積所の設置、被災住宅の消毒作業や消毒剤の配布、災害住宅へのお見舞い、健康相談の実施等に努めてきましたところであります。また、農地の復旧につきましては、地区ごとに出向いて説明会を開き、被災農家の皆さんのお話を聞き、町の対応を検討する一方で、国の激甚災害として指定を受けるために国や県に対して要望してまいりました。7月31日に激甚災害指定が閣議決定され、ひとまず安心、安堵いたしました。現在、一日も早い復旧の実施に向けて引き続き要望しているところであります。国や県のさまざまな情報にアンテナを張りながら、今後も効果的でスピーディーな復旧が果たせますよう全力で取り組んでまいります。

また、気象庁がこれまでに経験したことのないような記録的な大雨と表現したような豪雨の中で必ずしも対応が十分でなかった点につきましては、教訓に学びつつ防災体制の強化を図つてまいります。

それでは、本日の臨時会に提案しております議案について提案理由の説明を申し上げます。  
提案いたします付議事件は6件であります。

議案の3件は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

また、承認の3件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第36号から議案第38号までは、菊陽西小学校校舎増築工事に関する工事請負契約の締結についてであります。

議案第36号は、建築本体についての契約であり、内容は菊陽西小学校の校舎増築及び既設校舎の一部改修を行うものです。

議案第37号は、電気設備についての契約であり、内容は菊陽西小学校増築事業に伴い、幹線動力設備、照明設備、放送設備等の設置工事を行うものです。

議案第38号は、機械設備についての契約であり、内容は菊陽西小学校増築事業に伴い、給排水設備、衛生設備、消火設備、冷暖房設備、換気設備等の設置工事を行うものです。

次に、承認第6号から承認第8号までは、専決処分の承認を求めるもので、承認第6号は菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定であります。

内容は、今回の豪雨災害において一定の被害を受けた方を対象として町民税及び軽自動車税の災害減免事項を追加するために菊陽町税条例の一部を改正するものです。

承認第7号は、菊陽町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定であります。

内容は、今回の豪雨により床上浸水の被害に遭われた住家の被災者に対し災害見舞金を支給するため、対象として床上浸水を加えるものであります。

ただいまの承認第6号及び承認第7号は、いずれも災害後の迅速な対応を図るために専決処分を行ったものであります。

承認第8号は、平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1億2,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億2,573万円と定めたものであります。

菊陽第二土地区画整理事業の推進において懸案となっておりました地権者の理解が得られましたことから、支障物件の移転、除却に対する補償予算を計上しました。今年度中に竣工させる必要があるため専決処分を行ったものであります。なお、この地権者から提起されておりました2件の裁判につきましては、原告から自主的に取り下げが行われました。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際にご説明申し上げますので、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

日程第6 議案第36号 工事請負契約の締結について（菊陽西小学校校舎増築工事（建築本体））

○議長（大塚 昇君） 日程第6、議案第36号工事請負契約の締結について（菊陽西小学校校舎増築工事（建築本体））を議題とします。

学務課長、内容の説明を求めます。

○学務課長（松本洋昭君） おはようございます。

それでは、議案第36号工事請負契約の締結についてご説明します。

菊陽西小学校校舎増築工事（建築本体）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年菊陽町条例第31号）第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容をご説明いたします。

1、契約の目的、菊陽西小学校校舎増築工事（建築本体）。2、契約の方法、指名競争入

札。 3、契約金額、5億5,020万円。4、契約の相手方、熊本市中央区水前寺3丁目3番25号、増永・藤島特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社増永組代表取締役松嶋秋男でございます。

工事の施工場所及び内容をご説明します。

参考資料の次の図面をご覧ください。

図面は、菊陽西小学校校舎増築工事の全体計画配置図です。赤色で着色しておりますのが校舎増築棟の施工箇所になります。

増築棟の構造は鉄骨造で、階数は3階建てになります。各階の床面積は、1階が458.45平方メートル、2階が656.4平方メートル、3階が657.27平方メートル、それから塔屋でございますが、68.89平方メートル、延べ床面積1,841.01平方メートルでございます。

また、既設の校舎棟改修部は、RC造のC棟2階建てとA棟3階建て、改修床面積はA棟一部改修で1,049平方メートル、C棟が一部改修128平方メートル、改修の延べ床面積1,177平方メートルでございます。

次の図面をご覧ください。

1階から3階の各階の全体平面図を3枚添付しております。赤色が校舎増築棟の施工箇所でございます。それから、既設校舎内の黄緑色が既設校舎の改修部の施工箇所になります。

今回の工事は、校舎の増築を行い、既設校舎から事務室や校長室などの管理部門及び特別教室を増築棟へ配置いたしまして、既設校舎の管理部門及び特別教室であった部分を職員室の拡張や普通教室などへ改修を行うもので、増築とあわせて実施するものでございます。

後ろから2枚目の図面をご覧ください。

こちらの方が増築棟の西側から、プール側から見ました完成パース図になります。右側が既設校舎で、左側部分が増築棟となります。

工期につきましては、平成24年8月16日から平成25年3月29日までとしております。

なお、工事に伴う騒音対策につきましては、低騒音、低振動型の機種を選定するなど十分配慮して施行したいと考えております。

以上で学務課の説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） おはようございます。

それでは、最後のページをお開きいただきまして、指名業者及び入札結果についてご説明申し上げます。

本工事請負契約につきましては、工事の規模が比較的大きく、また工事の内容、町内の建築業者の受注機会の確保と技術向上の点を勘案し、6月25日及び7月6日の指名審査会を経て、熊本県の建築一式工事における最上位の等級のA1ランクに格付されている22業者と、町内の営業所の設置を含む建築業者4業者の計26業者による2社を構成員とする自主結成された13の特定建設工事共同企業体を指名しました。

指名いたしました特定建設工事共同企業体及び税抜きの入札価格を一覧としておりますが、最低の価格で入札のあった9番目の増永・藤島特定建設共同企業体を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格5億8,076万7,000円に対しまして落札価格が5億5,020万円で、落札率は94.74%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 議案第36号について質疑というよりもちょっと確認の質問を行いたいと思います。前の説明で1回私が申し上げたときに聞きましたけれども、今設計図と照らし合わせて設計図の方がちょっと小さい字で見にくいかれがありますけども確認をしておきたいと思います。

まず、生徒数の見込みが平成24年から平成29年度まで約200名増えるという見込み、確認は最後で結構です。そういう見込みであったと思います。それに対する今度の西小学校の建築ですが、普通教室が19室から29室に増えるということですね。それから、特別教室は5室から9室になる。それから、特別支援教室が4室から3室、これ減るんですけども、それから少人数教室が3室から2室、これ総計しますと31教室が43教室になると、そういう説明でございました。それから、駐車場も図面にありますが、現在60台のところが65台になるということですね。それから、これは建物と直接関係ありませんが、給食の食数が700食から1,000食に増やすということですね。そういったことが前の説明であったと思いますが、以上の理解でよろしくうございますか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 全体的に今甲斐議員が申されたとおりでございまして、児童数の確認でございますが今私どもで説明しとったとおりでございますが、西小学校で今現在が743名、これは5月1日の現在でカウントしますけども、それが平成30年で960名という見込みを見込んでおりますので、これに転入者が増えてくればおよそ1,000近くも想定しとくという状況で、今甲斐議員申されました数値で理解していただければと思います。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第7 議案第37号 工事請負契約の締結について（菊陽西小学校校舎増築工事（電気設備））

○議長（大塚 昇君） 日程第7、議案第37号工事請負契約の締結について（菊陽西小学校校舎増築工事（電気設備））を議題とします。

学務課長、内容の説明を求めます。

○学務課長（松本洋昭君） それでは、議案第37号工事請負契約の締結についてご説明します。

菊陽西小学校校舎増築工事（電気設備）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年菊陽町条例第31号）第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容をご説明いたします。

1、契約の目的、菊陽西小学校校舎増築工事（電気設備）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、7,242万9,000円。4、契約の相手方、熊本市中央区南熊本5丁目1番1号、電盛・宮本特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社電盛社代表取締役井植忠男でございます。

工事の施工場所及び内容をご説明します。

参考資料の次の図面をご覧ください。

図面は、菊陽西小学校校舎増築工事の全体計画配置図です。赤色が校舎増築棟の施工箇所になります。

今回の工事は、増築棟の建築、既設校舎の改修にあわせて、幹線動力設備、コンセント、照明設備、電話、テレビ、放送設備、自動火災報知設備など電気設備を設置するものでございます。

建物構造などにつきましては、議案第36号で説明したとおりでございます。

工期は、平成24年8月16日から平成25年3月29日までとしております。

以上で学務課の説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、最後のページをお開きいただき、指名業者及び入札結果についてご説明申し上げます。

本工事契約につきましては、工事の規模が比較的大きく、また工事の内容、町内の電気工事業者の受注機会の確保と技術向上の点を勘案し、6月25日及び7月6日の指名審査会を経て、熊本県の電気工事における最上位等級のAランクに格付されている21業者と、町内の営業所の

設置を含む電気工事業者4業者に九州内の大手業者1業者を加えた計26業者による2社を構成員とする自主結成された13の特定建設工事共同企業体を指名しました。

指名しました特定建設工事共同企業体及び税抜きの入札価格を一覧のとおりとしておりますが、最低の価格で入札のあった9番目の電盛・宮本特定建設工事共同企業体を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格7,707万2,000円に対しまして落札価格が7,242万9,000円で、落札率は93.98%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

#### 日程第8 議案第38号 工事請負契約の締結について（菊陽西小学校校舎増築工事（機械設備））

○議長（大塚 昇君） 日程第8、議案第38号工事請負契約の締結について（菊陽西小学校校舎増築工事（機械設備））を議題とします。

学務課長、内容の説明を求めます。

○学務課長（松本洋昭君） 議案第38号工事請負契約の締結についてご説明します。

菊陽西小学校校舎増築工事（機械設備）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年菊陽町条例第31号）第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容をご説明いたします。

1、契約の目的、菊陽西小学校校舎増築工事（機械設備）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、8,072万4,000円。4、契約の相手方、熊本市東区戸島町974番地11、肥後・明興特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社肥後設備代表取締役村本昌美でございます。

す。

工事の施工場所及び内容をご説明します。

参考資料の次の図面をご覧ください。

図面は、菊陽西小学校校舎増築工事の全体計画配置図です。赤色が校舎増築棟の施工箇所になります。

今回の工事は、増築棟の建築、既設校舎の改修にあわせまして、給排水、衛生設備、消火設備、冷暖房設備、換気設備などの機械設備を整備するものでございます。こちらの方では冷暖房設備というものが入ってきますので、空調関係、冷暖房が入るということになります。

建物構造などについては、議案第36号で説明したとおりでございます。

工期は、平成24年8月16日から平成25年3月29日まででございます。

以上で学務課の説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、最後のページをお開きいただき、指名業者及び入札結果についてのご説明を申し上げます。

本工事請負契約につきましては、工事の規模が比較的大きく、また本工事の内容、町内の管工事業者の受注機会の確保と技術向上の点を勘案し、6月25日及び7月6日の指名審査会を経て、熊本県の管工事における最上位等級のAランクに格付されている22業者と、町内の管工事業者4業者の計26業者による2社を構成員とする自主結成された13の特定建設工事共同企業体を指名しました。

指名いたしました特定建設工事共同企業体及び税抜きの入札価格を一覧としておりますが、最低の価格で入札のあった3番目の肥後・明興特定建設工事共同企業体を落札者に決定したものでございます。

なお、税込みの予定価格8,509万8,000円に対しまして落札価格が8,072万4,000円で、落札率は94.86%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めるについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定）

○議長（大塚 昇君） 日程第9、承認第6号専決処分の承認を求めるについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

税務課長、内容の説明を求めます。

○税務課長（阪本章三君） おはようございます。

それでは、承認第6号専決処分の承認を求めるについて説明します。

承認第6号は、菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定よりまして報告し、承認を求めるものです。

主な内容は、災害減免事項の追加に関するものですが、経過を申しますと従前の改正前の条例では固定資産税と国民健康保険税については災害減免に関する規定がありましたけれども、町民税と軽自動車税については災害減免に関する条例の規定がありませんでした。これは全国的な標準的な取り扱いとして、災害が発生したとき、その都度減免の規定を定めることとなっていたからであります。そこで、今回7月12日の豪雨災害による被害の状況にかんがみ、他の税目との均衡を図り、災害による支援を強化するため、町民税と軽自動車税の災害減免の規定を条例に定める必要が生じました。

また、今回の場合を含めて今後災害が発生した場合に税の減免について迅速に対応ができるようにするために、他の理由による減免の場合と同じように他の税目と同様に恒久的な制度として災害による減免の規定を早急に条例に定めておく必要があります。

さらに、被害調査等を行う場合において、調査が遅れることによって被害の状況把握等が難しくなり、事務処理に支障を来すおそれがあります。このため、税の減免について早目の対応をした方がよいと判断し、災害による減免事項に関する条例の規定を整備するため、菊陽町税条例の一部を改正する条例について平成24年7月30日に専決処分を行いました。

内容につきましては、2枚めくっていただきますと、改正条文がありますが、条文では分かりにくいですので、さらに2枚めくってください。

参考資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。左側が現行で右側が改正案となります。

第51条町民税の減免は、第1項第5号に「災害により著しい損害を受けた者」を新たに追加するものです。

次のページをご覧ください。

第89条軽自動車税の減免の次に第89条の2として災害減免事項の条文を新たに追加するものです。

第1項で減免する旨の規定を、それから第2項及び第3項は減免の手続に関する規定であります。

その他の改正部分がありますけれども、これは字句の修正等であります。

附則について説明いたします。資料最初に戻っていただき、2枚めくっていただけますでしょうか。

この条例の施行期日についてでありますが、公布の日から施行し、災害がありました平成24年7月12日から適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めるについて（菊陽町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定）

○議長（大塚 昇君） 日程第10、承認第7号専決処分の承認を求めるについて（菊陽町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

福祉課長、内容の説明を求めます。

○福祉課長（宮本義雄君） じゃあ、すいません。おはようございます。

承認第7号菊陽町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同法第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

条例改正の内容は、平成24年7月九州北部豪雨により多くの住家が被災しましたが、これまでも水害によって住家に大きな被害を及ぼします床上浸水を災害見舞金支給の対象にしておりま

せんでした。このため、他市町の災害見舞金制度を勘案しまして、風水害における見舞金の範囲に住家または非住家の流出、全壊または半壊に住家の床上浸水を新たに加えたものであります。

参考資料の新旧対照表をご覧ください。

改正案の第2条第2号で、風水害の見舞金の範囲に改正案で床上浸水を加えております。

第3条第2号風水害見舞金に床上浸水、住家2万円を新たに設けております。

さらに、速やかな災害見舞金の支給により被災世帯が一刻も早く水害から立ち直っていただくことを願いまして、条例改正を専決処分したものでございます。

では続きまして、2枚前の方に戻っていただいてよろしいでしょうか。

附則で、この条例は公布の日から施行し、先般の集中豪雨により町内を流れます白川がはんらんし、大きな被害が出ました7月12日から適用することとしております。

なお、この条例改正により住家が床上浸水されました27世帯に対して早期に災害見舞金を支給できましたことをここにご報告をいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 承認第8号 専決処分の承認を求めるについて（平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第2号））

○議長（大塚 昇君） 日程第11、承認第8号専決処分の承認を求めるについて（平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、説明いたします。

承認第8号専決処分の承認を求めるについては、平成24年度菊陽町一般会計補正予算

(第2号)についてであります。

本年6月の議会定例会以降において補正する必要が生じましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、去る7月13日に地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、主なものについてご説明を申し上げ、詳細につきましてはご質問に応じ担当課長がお答えしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、2ページめくっていただき、1ページをご覧ください。

平成24年度菊陽町一般会計補正予算(第2号)は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に1億2,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億2,573万円と定めました。

2ページをお開き願います。

第1表の歳入歳出予算補正ですが、歳入では款の20繰入金、項の2基金繰入金を1億2,900万円増額し、基金繰入金の計を7億4,095万円、繰入金の計を10億5,371万円としております。

下の3ページをご覧ください。

次は、歳出で款の8の土木費、項の3都市計画費を1億2,900万円増額し、都市計画費の計を11億859万8,000円、土木費の計を18億2,419万7,000円といたしました。

5ページ以降は、補正予算に関する説明書で、これまでの説明と重複する部分がございますが、ご説明を申し上げます。

8ページをお開き願います。

まず、歳入ですが、款の20繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金を9,500万円増額し、計の2億8,500万円とし、目の7土地区画整理事業基金繰入金を3,400万円増額し、基金繰入金の計を7億4,095万円としました。

下のページ、9ページをご覧ください。

次は、歳出ですが、款の8土木費、項の3都市計画費、目の2土地区画整理費、節区分の22の補償、補填及び賠償金を1億2,900万円増額しました。内容は、菊陽第二土地区画整理事業に伴う建物等の移転補償費であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長(大塚昇君) 都市計画課長、内容の説明を求めます。

○都市計画課長(小野秀幸君) おはようございます。

それでは、補償内容の説明をさせていただきます。

今回の補償は下原堀川線の菊陽バイパスから南側の道路築造工事等に伴います支障物件の移転及び除却に対する補償費の増額であります。

当該工事箇所は、これまでの状況から平成24年度中の補償契約の締結はできないと判断しまして、補償費の予算は平成25年度当初予算で計上する予定でおりましたが、先般の補償交渉で

相手方の理解が得られましたので直ちに契約を締結する必要があり、急を要したため、専決処分で対応したものでございます。

内容につきましては、プロパン倉庫の建物移転料、フェンス、U字溝、ブロック縁石等の工作物移転料、植栽移設の立竹木補償、都市計画道路ができることによる駐車場減少に伴う補償であり、公共用地の取得に伴う損失補償基準及び用地対策連絡協議会補償基準に基づき補償するものであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで平成24年第2回菊陽町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時45分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため  
にここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 大 塚 昇

菊陽町議会議員 野 田 恭 子

菊陽町議会議員 吉 本 孝 寿

菊陽町議会会議録  
平成24年第2回8月臨時会

平成24年8月発行

発行人 菊陽町議会議長 大塚 昇  
編集人 菊陽町議会事務局長 廣野 豊徳  
印 刷 株式会社 ぎょうせい九州支社  
電話 (092) 432-0781 (代表)  
~~~~~

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話 (096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919